

沖縄県指令第243号

沖縄県中頭郡北谷町字桑江688番地2
一般社団法人大きな和同志会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として下記のとおり指定します。

令和7年4月23日

沖縄県知事 玉城 康裕



記

法 人 名 一般社団法人大きな和同志会

代 表 者 職 氏 名 代表理事 森 廣樹

事 業 所 名 New Revival Academy

事 業 所 在 地 沖縄県宮古島市平良狩俣3979番地4

事 業 所 番 号 4712300815

事 業 所 電 話 番 号 0980-72-5218

事 業 所 FAX 番 号 0980-72-5218

指 定 年 月 日 令和7年5月1日

指 定 の 有 効 期 間 令和13年4月30日

サ ー ビ ス の 種 類 就労継続支援B型

一般社団法人大きな和同志会
代表理事 森 廣樹 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について（通知）

先に申請のありましたみだしのことについて、別添のとおり指定されたので通知します。
なお、その運営にあたっては、下記の事項に十分留意の上、遺漏のないよう願います。

記

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）及び沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号。）（以下これら条例を「基準」という）を遵守すること。
なお、基準は、指定の可否の決定上の標準を示したものであり、人員、設備及び運営について、申請の内容の向上、内容の充実等について絶えず自主的に努力すること。
- 2 指定日以降、法第46条の規定に基づき、人員、設備及び運営について、申請内容の変更が生じる場合は、所定の期日までに届け出ること。
なお、指定日における人員、設備及び運営の状況は、申請内容と一致していることが原則であるが、やむを得ず、申請から指定日までの間に変更が生じる場合は、指定手続への影響が大きいことから、早急に報告すること。
- 3 法第48条第1項の規定に基づく次の事項について留意すること。
 - (1) 知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告又は帳簿書類の提出若しく提示を命じることがある。
 - (2) 知事は、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し、出頭を求めることがある。
 - (3) 知事は、関係者に対し質問させ、当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることがある。
- 4 申請内容については、必要に応じて実地調査を行うことがある。なお、実地調査の結果、基準に適合しないと認められたときは、指定の取り消しもありうるので留意すること。
- 5 支給決定障害者等が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ること。
- 6 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- 7 事業の実施にあたり自動車を使用する場合には、道路運送法等他の法令等に抵触しないよう留意すること。
- 8 指定障害福祉サービス事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うので留意すること。